

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）	目次	担当課（室）
○ 岡山県看護学生奨学資金貸与規則及び岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	【規則】	医療推進課 障害福祉課	○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	建築指導課
○ 建設業法施行細則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載）		監理課	○ 〃	〃
【告示】			【教育委員会】	教育委員会
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定		健康推進課	○ 岡山県文化財保護条例に基づく文化財の指定	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新		〃	○ 行政行為等の重要書類に使用する公印の一部改正 （県例規集登載）	〃
○ 指定居宅サービス等の事業の廃止		長寿社会課	【公安委員会】	警務課
【公告】			○ 岡山県警察組織規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）	
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請		県民生活交通課		
○ 〃		〃	【海区漁業調整委員会】	海区漁業調整委員会
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧		経営支援課	○ 第五百五回岡山海区漁業調整委員会の開催	
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧		〃		
○ 県営土地改良事業計画の縦覧		耕地課		
○ 農用地利用配分計画の認可の申請		農村振興課		
○ 岡山県都市計画審議会からの答申		都市計画課		

◎岡山県規則第二号

岡山県看護学生奨学資金貸与規則及び岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県看護学生奨学資金貸与規則及び岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

一 岡山県看護学生奨学資金貸与規則（昭和四十一年岡山県規則第二十三号）第八条第一項第三号ト

二 岡山県福祉のまちづくり条例施行規則（平成十二年岡山県規則第七十九号）別表第一の一の部（一の項 2 ホ

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第三号

建設業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和四十七年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十三条に規定する書類及び」を「第十三条各号に掲げる書類及び」に改め、「並びに国土交通大臣の許可を受けている建設業者で岡山県の区域内に営業所を有するものに係る法第十三条に規定する書類の写し」を削り、同条第三項中「第十三条に規定する」を「第十三条各号に掲げる」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

医療法人福嶋医院

浅口市寄島町三〇七二

平成二十七年三月一日

◎岡山県告示第百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十七年三月六日

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

更新年月日

岡山県知事 伊原木 隆 太

公益財団法人仁和会もの里病院

笠岡市今立二五四三

平成二十七年三月一日

キラきら薬局上成店

倉敷市玉島上成五三七―五

平成二十七年三月一日

平成 27 年 3 月 6 日 岡山県公報 第 11666 号

◎岡山県告示第四百号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年三月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス手毬の里

2 所在地

岡山県玉野市迫間四三〇―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人手毬の里

2 所在地

岡山県玉野市迫間四三〇―二

三 廃止年月日

平成二十七年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一一六二

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ねむの樹デイサービスセンター

2 所在地

岡山県津山市高野本郷一六九一番地三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1	名称
	有限会社ソウルメイト岡山
2	所在地
	岡山県岡山市南区新保六七七番地一〇
三	廃止年月日
	平成二十七年三月三十一日
四	介護保険事業所番号
	三三七〇三〇一〇六五
五	サービスの種類
	通所介護
	介護予防通所介護

〔九〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十七年三月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十七年二月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人伝統社寺建築，匠の技，を伝承する会

三 代表者の氏名

井上 隆正

四 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町原田二一七番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会を構築するため、十七代目宮大工井上隆正が中心となつて、代々引継がれてきた伝統的社寺建築，匠の技，を会員らが協力し合つて伝承し、将来あるべき姿の啓蒙活動に寄与することを目的とし、その目的に資するための事業を行なう。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔九一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十七年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十七年二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハートフル・あしん

三 代表者の氏名

福澤 一義

四 主たる事務所の所在地

新見市高尾二四八八番地一三

五 定款に記載された目的

この法人は、保健福祉の普及啓発による理解の促進、地域生活の場の提供を図り、心身障害児・者の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔九二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年三月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）山陽マルナカ津山川崎店
所在地 津山市川崎字宗堂一三一番一ほか
届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社山陽マルナカ
住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二
代表者の氏名 代表取締役 井出 武美
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
(1) 名称 株式会社山陽マルナカ
住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二
代表者の氏名 代表取締役 井出 武美
(2) その他（未定）
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十七年十月二十四日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千八百五十平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 百十二台（三箇所合計）
ア 駐車場一 七十七台
イ 駐車場二 二十一台
ウ 駐車場三 十四台
(2) 駐輪場の収容台数 四十六台（二箇所合計）

平成27年3月6日 岡山県公報 第11666号

ア 駐輪場一 三十五台

イ 駐輪場二 十一台

(3) 荷さばき施設の面積 百六十五・五平方メートル(二箇所合計)

ア 荷さばき施設一 百八平方メートル

イ 荷さばき施設二 五十七・五平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 三十立方メートル(二箇所合計)

ア 廃棄物保管施設一 二十四立方メートル

イ 廃棄物保管施設二 六立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前零時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十二時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで(二十四時間)

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 八箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後九時まで

二 届出年月日

平成二十七年二月二十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十七年三月六日から同年七月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済振興課

平成27年3月6日 岡山県公報 第11666号

〔九三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 岡山ネオポリスショッピングセンター

所在地 赤磐市桜が丘東五丁目五―二七九

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 芙蓉総合リース株式会社

住所 東京都千代田区三崎町三丁目三―二三

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 隆

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

代表者の氏名 岩本 隆雄

（変更後）

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 加栗 章男

4 変更年月日

平成二十七年二月二十五日

二 届出年月日

平成二十七年二月二十五日

平成 2 7 年 3 月 6 日 岡山県公報 第 1 1 6 6 6 号

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十七年三月六日から同年七月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成27年3月6日 岡山県公報 第11666号

〔九四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十七年三月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（集落基盤整備 赤磐地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（集落基盤整備 赤磐地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十七年三月六日から同月二十七日まで

四 縦覧の場所

赤磐市役所

平成 2 7 年 3 月 6 日 岡山県公報 第 1 1 6 6 6 号

〔九五〕農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る利害関係人は、縦覧の期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年三月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
安東 章治	美作市粟井中一六一九	美作市松脇字山根田三一他三筆
近藤 勝彦	美作市小畑七二	美作市大町字切田二八八六他一筆
絹田 英二	美作市長谷内二三五	美作市小畑字籾ノ内八六一他二筆
福島 將夫	美作市豊野四五七	美作市川北字梁ヶ坪一七九他三筆
土居 伸二	美作市川上二三〇七	美作市川東字井落三一他六筆
農事組合法人 赤田宮農セン ター	美作市赤田一〇一三	美作市原字上ミ三五一他七筆
小林 一三	美作市宮原五八二一七	美作市五名字嫁田九六一一他三筆
有限会社大原 農業振興セン ター	美作市古町三五〇	美作市赤田字広井四九六一他七筆

二 縦覧の期間

平成二十七年三月六日から同月二十日まで

三 縦覧の場所

平成 2 7 年 3 月 6 日 岡山県公報 第 1 1 6 6 6 号

四

申請年月日

平成二十七年二月二十五日

岡山県農林水産部農村振興課及び各県民局農林水産事業部農業振興課

〔九六〕岡山県都市計画審議会から次のとおり答申があつた。

平成二十七年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十七年一月七日

二 答申を受けた年月日

平成二十七年二月二十日

三 諮問及び答申事項

1 高梁都市計画道路の変更について

2 株式会社中本屋工務店 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

3 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域（白地区域）における容積率の限度の数値及び適用区域の指定の変更について

四 その他

諮問及びその答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備中県民局、岡山県備中県民局井笠地域事務所及び岡山県備中県民局高梁地域事務所において閲覧することができる。

平成 27 年 3 月 6 日 岡山県公報 第 11666 号

〔九七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字袋ノ向一六二―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区下中野七七三―九

松永 幸二

三 許可番号

岡山県指令建指第二二〇号

〔九八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸南国府東三八三―一、三八三―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市金井戸四〇九―一レジデンス矢吹一号

荒木 浩文

三 許可番号

岡山県指令建指第二五一号

◎岡山県教育委員会告示第一号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第四条第一項の規定により、次のとおり岡山県指定重要文化財の指定をする。

平成二十七年三月六日

岡山県教育委員会

- | | | |
|---|--------|--------------------|
| 一 | 指定番号 | 有第三五五号 |
| 二 | 種別 | 重要文化財 彫刻 |
| 三 | 名称及び員数 | 木造十一面観音菩薩立像 一軀 |
| 四 | 所在地 | 備前市蕃山一三〇五番地 |
| 五 | 所有者 | 宗教法人千手院 代表役員 福田寺全亘 |
| 六 | 製作年代 | 平安時代後期 |
| 七 | 指定理由 | |

千手院は真言宗仁和寺派に属し、寺伝では奈良時代の天平勝宝年間の創建と伝えられている。本堂中央の厨子内に安置されている木造十一面観音菩薩立像は秘仏となっており、三十三年に一回公開されている。

像頭部は髻上に頭上仏面を表す。上段に五面、下段に六面を置き、正面に化仏を配す。地髪前面を疎ら彫りとし、天冠台は下から連珠文、列弁文、花卉形とする。半眼閉口して鼻孔を穿ち、耳朶環状として中央を抜く。瞳を墨描し、白毫には水晶を嵌入する。三道を表し、胸、腹の括れ各一条を表す。天衣は両肩を覆い、両腕にかかる。条帛をかけ、左胸で先端を上層より垂下させる。腰布を巻き、裳は腰で折り返して正面で打ち合わせる。右腕は垂下し、手甲を正面にして一、三、四指で数珠を執る。左腕は屈臂して前に突き出し華瓶を持つ。左足をやや前に出して足裏の柄で蓮華座上に立つ。

ヒノキ材製の素地像で、平安時代後期彫刻史の大きな流れの一つである、和様代用檀材を用いた檀像の一つである。現状では、頭体幹部を一材製とし、内削りを施し、両肩先に別材を矧ぎ寄せる、一木割矧造りとなっている。

衣文の表現が浅く、全体に柔和な表現が見られることから、製作年代は平安時代後期と考えられ、天冠台の構成から、十二世紀後半に製作された可能性がある。頭上面の化仏、左手首先、右手の手甲部、天衣遊離部、足首、持物、台座、光背などは後補とみられるが、本像は全体に保存状況もよく、貴重である。

一 指定番号 有第三五六号

二 種 別 重要文化財 古文書

三 名称及び員数 池田光政日記^{いけだみつまさにつき} 二一冊

附池田光政自筆系図及び覚 各一卷

四 所在地 岡山市北区丸の内二丁目七番一五号 一般財団法人林原美術館

五 所有者 株式会社林原 代表取締役 長瀬 玲二

一般財団法人林原美術館 館長 谷一 尚

六 製作年代 池田光政日記 寛永十四（一六三七）年から寛文九（一六六九）年

池田光政自筆系図及び覚 江戸時代前期

七 指定理由

岡山藩主池田光政による自筆の日記で、万治元（一六五八）年一月から八月に該当する日記が欠けているが、二十九歳（寛永十四年）から六十一歳（寛文九年）までの三十三年間にわたる二〇冊の日記と一冊の別巻が現存する。

日記には、藩政に関する諸般の事柄、対幕府関係、一門親類の諸家及び他藩との交渉、参勤交代、年中行事、冠婚葬祭などに関する詳細な記述が見られる。また、別巻は、寛永十九（一六四二）年から万治二（一六五九）年にいたる十八年間に、池田光政が藩士や領民などに対して与えた教諭の主なもの、特に一冊にまとめたものである。

江戸時代前期の大名の自筆日記が現存していることは稀であり、名君と称され岡山藩の基礎を築いた池田光政の行動や思想的背景を考察する上で不可欠であり、またこの時期の政治思想史などの研究の上でも重要な資料である。

なお、池田光政自筆の系図と自己の略歴を記した覚は、それぞれ寛文十（一六七〇）年、同十二（一六七二）年までの記事があり、日記の内容を補足するものとして貴重である。

◎岡山県教育委員会告示第二号

昭和四十五年岡山県教育委員会告示第一号（岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程（昭和三十二年岡山県教育委員会規則第一号）第三条第二項の規定による行政行為等の重要書類に使用する公印）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年三月六日

別図四十四を次のように改める。

四十四

岡山県教育委員会

※ 印影（別図四十四）については、省略

◎岡山県公安委員会規則第二号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月六日

岡山県公安委員会

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 子ども女性安全対策課

第八条第二号中「及び互助会」を「互助会及び警察職員生活協同組合」に改める。

第十五条第二号中「関すること」の下に「（子ども女性安全対策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とする。

第四十四条を第四十五条とし、第十六条から第四十三条までを一条ずつ繰り下げ、第十五条の次に次の一条を加える。

（子ども女性安全対策課）

第十六条 子ども女性安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性を対象とする性的犯罪の予防一般に関すること。

二 行方不明者の発見に関すること。

三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）の施行に関すること。

四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の施行に関すること。

五 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の施行に関すること。

六 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）の施行に関すること。

七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の施行に関すること。

附 則

この規則は、平成二十七年三月十二日から施行する。

◎岡山海区漁業調整委員会公示第四号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百五回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十七年三月六日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 奥 野 雄 二

一 日時 平成二十七年三月十二日（木）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計

画（第七次岡山県栽培漁業基本計画）の策定について

第二号議案 岡山海区漁業調整委員会事務規程の一部改正について